

太田市森林整備計画

計画期間

自 令和 4年 4月 1日

至 令和14年 3月31日

群馬県太田市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	・ ・ ・ ・ ・	p. 1
	1	森林整備の現状と課題	
	2	森林整備の基本方針	
	3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	p. 4
	第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
		1	樹種別の立木の標準伐期齢
		2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法
		3	その他必要な事項
	第2	造林に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ p. 6
		1	人工造林に関する事項
		2	天然更新に関する事項
		3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
		4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
		5	その他必要な事項
	第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、 間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	・ ・ ・ p. 10
		1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
		2	保育の作業別種の標準的な方法
		3	その他必要な事項
	第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ p. 11
		1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
		2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域における森林施業の方法
		3	その他必要な事項

第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	p. 14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針		
2	森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策		
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項		
4	その他必要な事項		
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	p. 15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針		
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策		
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項		
4	その他必要な事項		
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	p. 15
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項		
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項		
3	作業路網の整備及び維持運営に関する事項		
第8	その他必要な事項	・ ・ ・ ・ ・	p. 17
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項		
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項		
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項		
Ⅲ	森林の保護に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	p. 17
第1	鳥獣害の防止に関する事項		
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法		
2	その他必要な事項		
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	・ ・ ・ ・	p. 17
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法等		
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）		
3	林野火災の予防の方法		
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項		
5	その他必要な事項		

IV	森林の保健機能の増進に関する事項	p. 19
	1	保健機能森林の区域	
	2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	
	3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
	4	その他必要な事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項	p. 19
	1	森林経営計画の作成に関する事項	
	2	生活環境の整備に関する事項	
	3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
	4	森林の総合利用の推進に関する事項	
	5	住民参加による森林の整備に関する事項	
	6	その他必要な事項	

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は県東部に位置し、利根川と渡良瀬川の水の恵みと、金山八王子丘陵の豊かな緑を有している。森林は主に市内の中央から北に位置している。

本市の総面積は17,554haであり、そのうち森林面積は893haで市の総面積の5.1%を占めている。本市の森林は、金山、八王子丘陵、防風林がそのほとんどである。

民有林面積890haのうち人工林面積は389haであり、人工林率43.7%となっている。

現在、市有林を中心に森林整備が進められているが、その他の民有林は、整備が特にされておらず、今後は、森林の有する公益的機能の発揮が図られるよう、所有者に森林整備について理解してもらうことが重要である。

2 森林整備の基本方針

近年、地球温暖化問題をはじめとする地球環境に対する意識の高まりで、市民の森林に対する関心はより一層高くなりつつある。

耕作地の住宅地への転用等が進み、住環境の中で自然とふれあう機会が年々失われつつある中、本市の森林は市民の自然とのふれあいの場となり、観光客に潤いを与える等の保健的な役割を持っている。

一方で、山林が従来から持つ災害防止、環境保全機能を発揮し、住民の安全を保ってくれるとともに、防風林では、農地や作物への被害を低減させるなど、大きな役割を果たしている。

こうした中で、本市の森林を生活環境に必要不可欠なものとして位置づけるとともに、森林の有する公益的機能の発揮を十分に図るために適正な整備を進めながら、地域の実態に即した森林整備を実施し次世代へ引き継いでいく必要がある。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

太田市の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおり(表1)とする。

表1 地域の目指すべき森林資源の姿

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公益的機能	水源涵養機能 ^{かん}	洪水緩和/水資源貯留/水量調節/水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能/土壌保全機能	表面侵食防止/表層崩壊防止/その他の土砂災害防止(落石防止、土石流発生防止・停止促進、飛砂防止)/土砂流出防止/土壌保全(森林の生産力維持)/その他の自然災害防止機能(防風など)	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

公益的機能	快適環境形成機能	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着、汚染物質吸収）／快適生活環境形成（防風、騒音防止、アメニティ）	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
	保健・レクリエーション機能	療養（リハビリテーション）／保養（休養、散策、森林浴）／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
	文化機能	景観（ランドスケープ）・風致／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
	生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／生態系保全	都市近郊の森林として多様な動植物が生息する森林
木材等生産機能		木材（建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材）の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

１の森林整備の現状と課題を踏まえ、（１）で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導してくための整備指針は次のとおり（表２）とする。

表２ 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>地域の用水源として重要なため池等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p>

山地災害防止機能／ 土壌保全機能	集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

八王子丘陵においては、森林経営計画認定箇所の施業推進を図る。

金山においては、森林病虫害（松くい虫等）被害については被害拡大を防止するため、被害木の伐倒等を行政と山林所有者が一体となって進める。

全域において、森林経営管理制度に基づき手入れが不十分な森林は、地域と共同し森林環境譲与税を活用した整備を行う。

また、野生イノシシ対策として、生息域山麓部の除伐や刈り払い等においては、行政と地域との連携を進める。

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢を、下表（表3）のとおり定める。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとする。なお、標準伐期齢は、あくまでも主伐に関する指標であり、これをもって伐採を促すものではない。

表3 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
						用材	その他
本市全域	35	40	35	40	60	70	15

注：広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐とは、更新（伐採跡地〈伐採により生じた無立木地〉が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

立木を伐採（主伐）する場合においては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることとし、次に示す施業の方法を基本として行うものとする。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

（1）伐採方法について

区 分	伐採方法
皆 伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な

	伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域の配置に配慮し、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯設け、的確な更新を図る。
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	<p>① 主伐は、自然条件や公益的機能の確保の必要性等により、1ヶ所当たりの伐採面積、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害の防止や風致の維持等、必要に応じ保護樹帯を設置する。</p> <p>② 主伐の時期は、重視すべき公益的機能の発揮に配慮する。</p> <p>③ 伐採後は、萌芽更新が確実な林分以外は、郷土樹種や広葉樹も視野に入れ、現地の自然条件に適した樹種を選定、植栽し、早期に更新する。 また、萌芽更新は、必要に応じ、芽かき、植込みを実施する。</p> <p>④ 皆伐後天然更新を行う場合は、天然下種更新、萌芽更新が確実な林分を対象とする。特に、天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。</p> <p>⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
育成複層林	<p>① 主伐にあたっては、複層林に誘導するため、特に自然条件を踏まえ森林の構成樹種、林分構造等を勘案して実施する。</p> <p>② 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう、適切な伐採率と繰り返し期間による。</p> <p>③ 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。</p> <p>④ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>

天 然 生 林	<p>① 天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系からみて人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うものとする。</p> <p>② 伐区の設定にあたっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとする。</p> <p>③ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>④ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑤ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
---------	--

注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- 1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）^{*1}
- 2 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）^{*2}^{*3}
- 3 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）^{*4}。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
 - **1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
 - **2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。
 - **3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。
 - **4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

3 その他必要な事項

土砂災害防止の観点から、八王子山系のスギ、ヒノキ等の人工林のうち、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い区域における皆伐については、極力避けるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林及び天然更新の対象樹種

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、次の表4に定めるものとする。生物多様性の保全のため、郷土樹種の選定も考慮するものとする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

なお、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

表4 人工造林及び天然更新の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ クヌギ、コナラ、ケヤキ等、その他地域に応じた有用広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

下記のア、イに示す方法を標準として行うものとする。

ア 人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/h a)
スギ	密仕立	3, 500
	中仕立	3, 000
	疎仕立	2, 500
ヒノキ	密仕立	3, 500
	中仕立	3, 000
	疎仕立	2, 500
アカマツ	中仕立	4, 000
カラマツ	中仕立	2, 500

イ その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を標準とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植え付けの方法	普通穴植えを標準とし、気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案する。 また、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈を想定した植付間隔の導入も考慮する。
植栽の時期	スギ、ヒノキは4～6月を標準とする。 アカマツ、カラマツは3～5月を標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林地においては伐採後、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林及びそれ以外の伐採跡地については、人工造林により更新を行うこととする。

なお、人工造林をすべき期間を次のとおりとする。

区 分	人工造林をすべき期間
皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹木は適地適木を旨として、地域内の周辺環境を勘案して、次のとおりとする。

なお、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

区 分	対象樹種	備考
天然更新の対象樹種	コナラ、クリ、ケヤキ、ミズキ、クヌギ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種	
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、クヌギ、サクラ類、シデ類、カエデ類	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、下表5に示す期待成立本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る）を更新する必要がある。

表5 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2の(1)に定める樹種	10,000本 / h a

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新を行うに当たって行う補助作業の標準的な方法は次（表6）のとおりとする。

表6 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
萌芽更新の補助作業	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、補植を行う。 なお、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。 なお、天然更新については、伐採後おおむね5年を越えない期間後の更新

	状況を確認し、更新が完了していない場合には確実な更新を図る。
天然下種更新の補助作業	<p>地表処理として、かきおこし、枝条整理等の作業を、ササや粗腐性の堆積物があり、種子の着床や稚樹の成長が期待できない箇所で行う。</p> <p>天然稚樹がササなどの下層植生により成長が阻害されている箇所については刈り出しを行う。</p> <p>目的樹種が成立しない箇所については、補植を行う。</p>

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、更新樹種が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できるとみなされる状態をもって更新完了とする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については伐採後、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、天然更新をすべき期間を次のとおりとする。

表7 伐採跡地の天然更新をすべき期間

区 分	期 間
伐採跡地の天然更新をすべき期間	当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあ

たり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数は次の表8のとおりとする。

また、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）とする。

表8 天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数

樹種	最大の立木の本数として想定される本数
2の(1)に定める樹種	10,000本 / ha

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す内容を標準として、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、森林の立木の生長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

また、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意しなければならない。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考		
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目				
スギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			間伐率は、本数で30%程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、「群馬県民有林人工林収獲予想表」を使用する。		
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31						
	〃 (伐期80年)	17	23	31	44	69				
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30					間伐率は、本数で30%程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、「群馬県民有林人工林収獲予想表」を使用する。
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36						
	〃 (伐期80年)	21	27	36	53					
アカマツ	4,000本/地位級Ⅱ	16	21	28			間伐率は、本数で30%程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、「群馬県民有林人工林収獲予想表」を使用する。		
	〃 (伐期80年)	16	21	28	40					
カラマツ	2,500本/地位級Ⅱ	18	23	29						
	〃 (伐期80年)	18	23	29	40					

(2) 実施時期の標準的な間隔

主要樹種について、間伐を実施すべき標準的な間隔を、次のとおり定める。

なお、間伐の間隔は、あくまでも間伐に関する指標であり、これをもって伐採を促すものではない。
 ※主要樹種とは、スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツとする。

表9 間伐を実施すべき標準的な間隔

区分	間伐の間隔	備考
標準伐期齢未満	概ね10年	
標準伐期齢以上	概ね15年	

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、適切に実施するものとする。

表10 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
刈	スギ	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施期間は、6～7月頃を目安とする。	回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					
	アカマツ	1	1	1	1	1	1						
	カラマツ	1	1	1	1	1	1						
	コナラ	1	1	1	1	1							
つる切	スギ										1	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施期間は、6～7月頃を目安とする。	回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
除伐	スギ										1	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する実施期間は8～10月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
枝打	スギ										1	生長休止期に実施。	
	ヒノキ										1		

3 その他必要な事項

森林経営管理法第42条第1項に基づき、伐採又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるものを「災害等防止措置命令の対象森林」として指定し、当該森林の所有者に対し、森林の所在地、実施すべき伐採又は保育の方法及び時期を記載した書面による通知を行う。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 公益的機能別施業森林の区域の設定

公益的機能別施業森林は、特に高度に発揮することが期待される森林の機能に応じて、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵養機能維持増進森林」という）、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能増進森林」という）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能増進森林」という）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健文化機能維持増進森林」という）に区分する。（それぞれの機能については表1参照）

なお、区域ごとの森林の区域は表11のとおりとする。

また、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

表11 公益的機能別施業森林の区域

区 分		森林の区域	面積（h a）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		計画概要図のとおり	32.92
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	計画概要図のとおり	68.74
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	—
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	計画概要図のとおり	62.28

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代える。

(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

公益的機能別施業森林における区域別の森林施業の方法は次（表12）のとおりとする。

なお、森林施業方法による森林の区域は表13のとおり。

表12 区域ごとの森林施業方法

区 域	施業の方法
水源涵養機能 維持増進森林 (水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林)	○下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする ○伐期の間隔の拡大（標準伐期齢+10年） ○自然条件から、皆伐による公益的機能の低下の恐れがある森林は、伐採面積の規模を縮小する。

山地災害防止／ 土壌保全機能維持増進林	○次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施
快適環境形成機能 維持増進森林	① 地形が傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林
保健文化機能 維持増進森林	② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等 ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等
○上記以外の森林は択伐以外の方法による複層林施業を実施 ○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢×2）を行う ○長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る ○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために 特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施	

表 13 施業方法ごとの森林の区域

区分	施業の方法	森林の区域	面積（h a）
水源の ^{かん} 涵養の機能の維持を 図るための森林施業を推 進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 （標準伐期齢+10年）	計画概要図のとおり	32.92
土地に関する災害の防止 及び土壌の保全機能、快適	長伐期施業 （標準伐期齢×2）	なし	15.98
な環境の形成の機能又は保 健文化機能の維持増進を図 るための森林施業を推進す べき森林	複層林 施業を すべき 森林	択伐以外により複層林 施業を推進すべき森林 択伐による複層林施業 を推進すべき森林	なし _____ 計画概要図のとおり 115.04

	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	なし	——
--	-------------------------	----	----

2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ、森林施業の集約化、林業担い手育成、林業機械化の推進、国産材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営を委託する場合は、次のことに留意するものとする。

- ア 委託契約に、契約の対象とする森林が明記されており、その森林の立木竹の所有権が委託者に帰属することが定められていること。
- イ 委託契約の契約期間が5年以上の期間となっていること。
- ウ 委託契約の委託事項に、育成権（造林、保育及び伐採その他の森林施業等を行う権利）及び必要に応じて森林の保護等の項目が含まれていること。

4 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこととい

う。以下に同じ。)を森林所有者が自ら実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

表14を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網整備を推進する。

表14 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細密路網	合 計
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系作業システム	30~40	70以上	110以上
中傾斜地 (15°~30°)	車両系作業システム	23~34	50以上	85以上
	架線系作業システム	23~34	—	25以上
急傾斜地 (30°~35°)	車両系作業システム	16~26	45以上	60 (50)以上
				20 (15)以上

	架線系作業システム	16～26	—	
急峻地 (35°～)	車両系作業システム	5～15	—	5以上
	架線系作業システム	5～15	—	5以上

注1：路網密度の水準については、木材搬出予定箇所適用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

注2：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注4：「急傾斜地」の（）書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

注5：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

注6：細部路網は、森林作業道をいう。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知）」を基本として、群馬県が定める「群馬県林業専用道作設指針」に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第855号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、群馬県が定める「群馬県森林作業道作設指針」に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業は、技術的にも、体力的にもいきなり個人で従事することが難しい職業である。従事者の養成・確保を図るためには、林業に就労しやすい環境を整えることが必要である。林業事業者の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業しているが、離職する者も多い状況にある。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働条件の軽減のほか、労働災害防止の取組み、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善などが必要で、これらの取組を支援する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、高性能林業機械を利用した作業システムの導入を促進するものとし、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の稼働率の向上等、高性能林業機械作業システムを推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な基盤整備に努める。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

日常の監視を通して、森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めるものとする。特に、金山や東毛少年自然の家周辺、防風林の松くい虫による被害については、太田市松くい虫防除対策推進協議会を設置し、官民連携により、被害木の伐倒や薬液の樹幹注入等の的確な防除の推進を図ると共に、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツへの転換等を図るものとする。

2 鳥獣害対策の方法

該当なし

3 林野火災の予防の方法

山火事の森林被害を未然に防止するため、万が一の消火活動に資するため、作業道、林内歩道、消火の際の水源等の把握、整備を図るとともに、徹底した啓発活動や森林巡視を行い、山火事警防等を推進するものとする。また、万が一に備え情報提供資料等の整備を行うものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

下表に掲げる森林は、松くい虫被害が新たに発生しているので、樹種転換を進める。

表 16 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
1～5 林班 16～18 林班	松くい虫の被害を受けている
6, 7(1, 3～5, 7～11, 17, 18, 20, 44-1, 45-1, 46-1, 47-1, 48-1, 49-1, 50-1, 53-1, 55-1, 57-1, 59-1, 60-1, 62-1, 66, 67-5, 67-8, 67-9, 67-11～67-14, 69, 75-1, 81-1, 81-2, 82-1, 83～85, 89, 90, 93～95, 100～132, 135-2, 137～161, 163～165, 166-1, 167-1, 168-1, 169-1, 170, 171, 172-1, 176, 小班を除く), 8-1(1, 5, 23, 24, 26, 27, 29～31, 33, 34, 36, 40, 41, 44, 45, 48, 小班を除く), 8-2(6～9, 11, 13, 15, 17, 19, 21, 23, 24, 26, 28, 30, 32, 34-2, 38, 40, 42, 44, 46, 48, 50, 52, 53, 56～62, 68, 69-1, 70-1, 71-1, 72, 74, 77-2, 小班を除く) 9(1～3, 5-2, 5-3, 6-1～6-3, 6-5, 6-6, 8-5, 8-6, 9, 10, 13, 14, 17, 18, 37, 38, 40, 42～44, 47, 48, 50, 53, 54, 57, 58, 61, 62, 65, 小班を除く), 10(7, 8-2, 9-2, 10, 14-1, 17-1, 17-2, 19-1～19-3, 小班を除く), 11-1(4～6, 8-1, 8-2, 9-1, 26, 58-1, 58-2, 69, 71～76, 78～83, 84-1, 85～87, 小班を除く), 11-2, 14(1-2～1-8, 1-10, 2-2, 3-3～3-5, 3-8, 3-10, 3-21～3-23, 3-25, 4-1, 4-2, 5～7, 8-1, 8-2, 23, 51, 小班), 15 林班の松	松くい虫に係る被害拡大防止森林の区域
21(1, 7, 10, 12-1, 16-1, 20, 25～27, 30～33, 39, 40, 42, 43, 45, 46, 53-2, 60～62, 63-1, 64-1, 65-1, 71, 72-1, 75-1, 小班), 22(30, 34, 35-1, 35-	松くい虫に係る地区被害拡大防止森林の区域

<p>2, 36-3, 37-2, 38, 39, 43~45, 48, 51-1, 51-2, 53, 54-1, 59, 60, 小班を除く),</p> <p>23(2, 5-2, 6-1, 6-2, 9-3, 11~14, 16-2, 18, 19, 20, 21-3, 21-4, 23, 24-1, 24-2, 28, 32, 34, 37, 38-2, 39, 43-3, 44, 45-1~45-3, 62-2, 62-3, 66, 67, 68-2, 70-170-3, 73-1, 73-4, 78-1, 78-2, 79, 80, 83, 85, 86, 89, 90, 92, 95, 96, 102, 103, 105, 小班) ,</p> <p>24(3, 4-1, 4-3, 5, 6-1, 6-2, 11, 12, 13-1, 13-2, 19, 20, 21-1, 21-2, 23, 24, 26-1, 27-1, 28-1, 28-2, 34-2, 35, 36, 38, 39, 40, 45, 48~53, 57, 60, 84~86, 88-1, 88-2, 93, 94, 小班) 林班の松</p>	
---	--

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第4の「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

イ IIの第5の3の「森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」

ウ IIIの「森林の保護に関する事項」

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、表17で示す区域とする。

表17 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積(ha)
金山八王子丘陵	全ての林班	890.07ha

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本市のシンボルである金山をはじめ、教育の森や金山の森キャンプ場など、子どもたちが森林と触れ合う中で、森林や地域の文化に興味を持ちながら、様々な体験活動を行うことができる場所を造るための整備・維持を進めるものとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市民参加による金山のアカマツを守る運動として、ボランティア団体による「金山清掃」等、森林整備活動も継続した活動として定着するよう連携を強化する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 その他必要な事項

(1) 土砂災害防止のための伐採制限に関する事項

当市により、伐採届による転用予定山域が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号）に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の範囲内である場合及び、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に対して、伐採により影響を与えると判断された場合は、伐採を制限できるものとする。

(2) 保安林その他法令による制限に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を実施する。